

令和2年度のかぐらの湯の方向性について

(一財)南信濃振興公社の山崎理事長より、市長に次年度の指定申請を行わないことを理事会(令和元年12月23日開催)で決定したことが伝えられる。(令和元年12月25日)

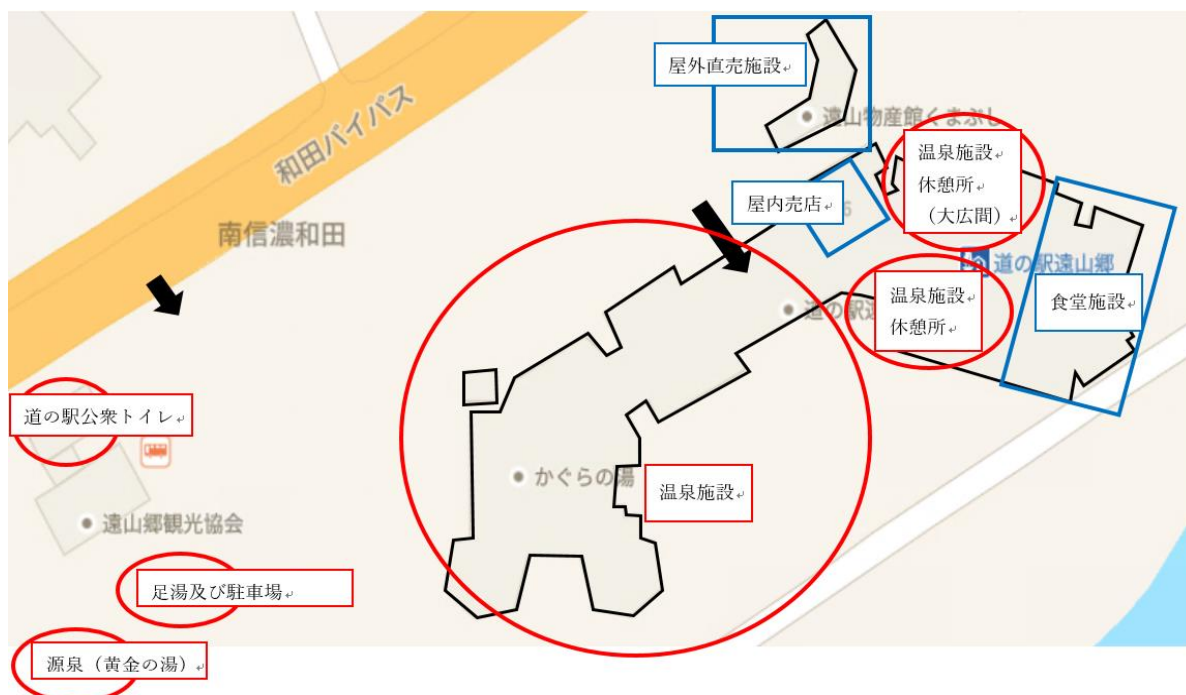
1 経過及び背景

- ・現指定管理者より、令和2年度以降の指定管理を継続しない旨の申し出があった。その理由は、利用料収入減少と人件費や燃料費等の支出の増加要因によるこれからの経営継続への不安、地域における南信濃振興公社の役割や今後の方針についての議論、施設の老朽化の主に3点がある。

2 施設設置者としての考え方

- (1)現時点で、令和2年度の指定管理者を選定することは困難(地区内に指定申請できる団体がいない。公募等の手続きが間に合わない。)である。地域の意向や地域の核となる施設が閉まってしまうマイナスイメージを避け、令和3年度の指定管理者の選定を見据えて令和2年度については飯田市による直営の方向で検討する。
- (2)直営とする事業は、日帰り温泉事業及び道の駅管理事業に限定する。それ以外は原則、休業とする。ただし、目的外利用の申請は妨げない。
- (3)令和3年度以降の指定管理者の選定については、新たに地域が主体となって、遠山郷の観光の理念を明らかにする「遠山郷観光振興ビジョン」の策定を進める中で、(株)南信州観光公社と連携を図り、地元の既存団体や地元地域を中心とした新たな団体等の立ち上げの可能性や公募も含め検討を行い、令和3年度の4月には一括して指定管理の契約ができるよう進めていきたい。(令和2年12月議会)

3 直営とする施設及びエリア ○市の直営による管理 □施設の目的外使用を想定



4 運営体制

(1) 飯田市における直接雇用を前提とした運営体制

- ・当該施設は、広大な敷地と大規模な施設からなり、施設の維持管理に係る業務は多岐にわたる。直営下においても極力効率的な運営をするため、施設管理、受付案内、清掃の幅広い業務を担う人材を雇用する。雇用にあたっては、公募による募集、又は公の施設の安定的な運営に支障をきたさないよう現従業員に対しては公募を省略し選考による採用を行う。
- ・早い段階で市として現従業員の皆さんに今後の意向確認を行う。(南信濃振興公社了承済)

(2) 業務委託

- ・先の指定管理制度下による経営を踏襲し、専門的な業務は設置者と専門業者との委託契約による。(道の駅植栽管理、浴場水衛生管理、設備機器保守他)

5 目的外使用について(施設内売店、直売所、食堂)

- ・直営事業対象外とし、原則休業とする。一方で、南信濃振興公社と取引のあった地元企業への対応や、周遊観光振興のため、飯田商工会議所遠山郷支部及び遠山郷観光協会に対して協力を要請。売店等休業による道の駅機能低下に対して、目的外使用申請等の情報発信や事業者の推薦等への支援を依頼する。目的外利用申請がない場合も、繁忙期に限定したテント市等で物販による賑わいの創出や、地区行事等の会場として利活用を図る。

6 指定管理制度への再移行について

- ・令和3年度以降のかぐらの湯の運営については、かぐらの湯検証委員会(仮称)を立ち上げ経営実績の検証及び、指定管理の方向性の検討を行う。検討にあたっては、(株)南信州観光公社と連携を図り、地元地域を中心とした新たな団体等の立ち上げの可能性や公募も含め検討を行う。当該施設は、公共施設マネジメントの優先検討施設に位置付けられており、その方針は、遠山郷観光振興ビジョンの策定と並行し進めることとしている。

7 令和3年度に向けてのイメージ図(案)

